

令和4年度「アーバンヘルスツーリズム(仮称)の推進」業務委託に係る
企画提案審査基準

審査項目		評価の視点	得点
1	ブランディングについて	<ul style="list-style-type: none"> ・観光需要やブランド構築に向けた名古屋の現状・課題、アーバンヘルスツーリズム(仮称)の可能性をしっかりと調査分析しているか。 ・訴求力が高いブランド名称、ロゴ、コンセプト、ビジュアルイメージを提案しているか。 	/20
		<ul style="list-style-type: none"> ・ブランドイメージを全国に定着させるための具体的な戦略は効果が期待できる内容になっているか。 	/20
2	プロモーションについて	<ul style="list-style-type: none"> ・全国のターゲット層に対して、名古屋の新しいブランドイメージを発信し、名古屋を訪れたいくなるような、プロモーションを戦略的に提案しているか。 ・SNS広告等を活用しメインターゲットに向けた「アーバンヘルスツーリズム(仮称)」ブランドのプロモーションに効果が期待できるか。 ・WEBサイトの編集・維持管理体制はしっかりしているか。 ・関連事業者と連携したプロモーションとなっているか。 	/30
3	運営体制等	<p>実施運営体制が整っているか。特に共同提案にあつては、ビューローとの連絡窓口が明らかになっているか。</p>	/10
4	効果検証	<p>認知度向上のための効果検証の方法が具体的に提案されているか。</p>	/10
5	見積金額	<p>費用対効果の観点から適正な見積額となっているか(予算額の範囲内で最大限の効果を得られる内容となっているか)。</p>	/10
合 計			/100

提案者の順位の決定方法

- 1 選定委員1名あたり100点満点、合計500点満点で、各委員の採点の合計点が最も高い者を契約候補者とする。なお、各委員の採点の合計点で300点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。
- 2 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - (1) 評価項目1が高い者を上位とする。
 - (2) (1)も同点の場合は、評価項目2の高い者を上位とする。
 - (3) (2)も同点の場合は、評価項目4の高い者を上位とする。
 - (4) (3)も同点の場合は、選定委員から意見を聞き、選定委委員会委員長が順位を決定する。